

土佐町小学校いじめ防止基本方針

はじめに

いじめ問題は、重大な人権侵害であり、子どもたちの心に生涯残る深い傷を負わず学校現場だけではなく社会全体の深刻な課題となっている。時代の中で繰り返し取り上げられてきた問題であるにも関わらず、いじめが原因で不登校になったり、自ら命を絶つ事件にまでなることが、依然としてなくなっていない。将来の社会を担う子どもたちの生きる力を育む中心にいる学校にとって、それぞれの学校でいじめを根絶するためのいじめ防止基本方針を策定することは大変重要であり、確実に実行に繋げていかなければならない。

教職員は日々生徒と向き合い、自己を大切にし周りの人を思いやる心を育てようと取組を進めている。そして、児童がいやな思いをすればいじめであるということを教職員間で確認するとともに、そのような思いをすることを一回でも少なくし根絶することを目指して、全教職員で力を合わせて様々な取組を継続している。しかし、いじめに繋がる可能性のあるトラブルは、いっこうになくなることはなく、教職員が気づかずに保護者や地域の人たちを通じて知らされることも起きてきている。

このようなことから、いじめ問題に対して学校が責任を持って解決に向けたたゆまぬ努力を続けていくことは当然であるが、学校だけで取り組もうとするのではなく、家庭・地域・関係機関が連携し協力体制を組んで予防や早期解決に取り組まなければならない。

本校は、いじめ防止対策推進法制定を機に、これまでの本校における全教職員によるいじめ予防、早期発見・早期対応の取組を見直し、より具体的で計画的な対応策を立て、積極的に推進することとした。日々変化する児童の実態を全教職員で把握し共有することを基盤として、多くの事例や研修で学びを深めながら、児童ともに力を合わせていじめのない学校づくりに努めることを宣言する。

目次

第1 いじめの防止等の対策に関する基本理念・・・・・・・・・・	2	第8 重大事態への対処・・・・・・・・・・	8
第2 いじめの定義・・・・・・・・・・	2	第9 インターネットを通じて行われるいじめに対する対策・・・・・・・・・・	9
第3 いじめの理解・・・・・・・・・・	3	第10 教育相談体制・生徒指導体制の確立・・・・・・・・・・	10
第4 いじめ防止等の対策のための委員会・・・・・・・・・・	4	第11 教職員の資質向上に資する校内研修の充実・・・・・・・・・・	12
第5 いじめ防止のための取組・・・・・・・・	6	第12 いじめ防止チェックリストの作成・実施・・・・・・・・・・	19
第6 いじめの早期発見、早期対策等・・	7	第13 学校基本方針の評価・・・・・・・・	20
第7 P T Aや地域の関係団体等との連携・・・・・・・・・・	8		

第1 いじめの防止等の対策に関する基本理念

(基本理念)

いじめが、児童の人権及び名誉を著しく毀損するとともに、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるばかりではなく、その生命または身体に重大な危機を生じさせる恐れのあることに鑑み、学校においては、いじめ防止のために万全の対策を講じるものとする。

(いじめの禁止)

児童は、学校内外を問わず決していじめを行ってはならない。また、いじめを看過してもいけない。

(学校及び教職員の責務)

学校は、学校の内外を問わずいじめが行われることなく、全ての児童が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、いじめ防止のための対策を講じるものとする。また、全教職員は、全力を挙げていじめの未然防止・早期発見・早期対応・再発防止等、いじめ防止に努めるものとする。特に早期発見については、児童の変化を見る目を養い、いじめの兆候を決して看過しないものとする。

(いじめ防止)

いじめ防止等のための対策は、いじめを受けた児童の生命及び心身を保護することが特に重要であり、国、地方公共団体、学校、地域住民、家庭その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行う。

第2 いじめの定義

いじめ防止対策推進法第二条（定義）

- 1 この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。
- 2 この法律において、「学校」とは、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する小学校、中学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校（幼稚部を除く。）をいう。
- 3 この法律において「児童等」とは、学校に在籍する児童又は生徒をいう。
- 4 この法律において「保護者」とは、親権を行う者（親権を行う者のないときは、未成年後見人）をいう。

『いじめの定義』（平成18年度文部科学省改訂）

- 当該児童生徒が、一定の人間関係のある者から心理的・物理的な攻撃を受けたことによ

り、精神的な苦痛を感じているもの

●いじめか否かの判断は、表面的・形式的に行うことなく、いじめられた子どもの立場に立って行うもの

●いじめの起こった場所は、学校の内外を問わない

いくら「冗談や悪ふざけであり、悪気はなかった」といっても、受け手側がその行為を苦痛と感じれば、それは「いじめ」である。当該児童生徒の表情や様子をきめ細かく観察するなどにより確認する必要がある、外見は喧嘩のように見えることでも、いじめられた児童生徒の感じる被害性に着目して見極めることが必要である。いじめの認知は、特定の教職員のみによることなく、全教職員で確認をするとともに「学校におけるいじめ防止等の対策のための組織」（仮称）を活用し組織的に行う。また、いじめは、学校生活における人間関係に起因するケースが大半である。

日頃の生徒を見守る教職員の目がいじめは予防、早期発見に極めて重要となる。

主ないじめ行為	
言葉による脅し	欠点や弱みをとらえて威嚇される、悪口を言われる、やじられる、根も葉もないうわさを言いふらされるなど
冷やかし・からかい	勉強のことや資格のこと等でからかわれる、嫌がらせをされるなど
持ち物隠し等	履物や学用品等を隠される、汚される、壊される、落書きされるなど
仲間はずし	集団からの話し合いからはずされる、無視される、知らんぷりされる、避けられるなど
暴力をふるう等	殴られる、蹴られる、ぶつかられる、プロレスの技をかけられる、ロッカーやトイレに閉じ込められるなど
たかり、強要、命令	食べ物等をおごれと強要される、お金を要求される、使い走りさせられる、万引きをさせられる、殴られる、嫌がる二人をくっつけられる、人の嫌がる仕事などを押し付けられるなど
パソコン・携帯電話で中傷等	掲示板やブログ・プロフ等で、書き込みによって誹謗される、写真を無断で掲載される、デマを流される、出会い系サイトに勝手に登録されるなど

第3 いじめの理解

いじめは、どの子どもにも、どの学校でも起こるものである。とりわけ、嫌がらせやいじわる等の「暴力を伴わないいじめ」は、多くの児童生徒が入れ替わりながら被害も加害も経験する。また、「暴力を伴わないいじめ」であっても何度も繰り返されたり多くの者から集中的に行われたりすることで「暴力を伴ういじめ」とともに、生命又は身体に重大な危険を生じさせる。

平成25年7月に行われた国立教育政策研究所によるいじめ追跡調査の結果によれば、暴力を伴わないいじめ（仲間はずれ・無視・陰口）について、小学校4年生から中学校3年生までの6年間で、被害経験を全く持たなかった児童生徒は1割程度、加害経験を全く

持たなかった児童生徒も1割程度であり、多くの児童生徒が入れ替わり被害や加害を経験している。

加えて、いじめの加害・被害という二者関係だけではなく、学級や部活動等の所属集団の構造上の問題（例えば無秩序性や閉鎖性）、「観衆」としてはやし立てたり面白がったりする存在や、周辺で暗黙の了解を与えている「傍観者」の存在にも注意を払い、集団全体にいじめを許容しない雰囲気が形成されるようにすることが必要である。

第4 いじめの防止等の対策のための委員会

いじめ防止対策推進法

学校は、当該学校におけるいじめの防止等に関する措置を実行的に行うために、複数の教職員・心理や福祉等の専門的知識を有する者その他の関係者により公正される「いじめ防止等の対策のための組織」を置くものとする（第22条）

学校の設置者又はその設置する学校は、重大事態に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行う（第28条）

当該組織は、学校が組織的にいじめ問題に取り組むに当たって中核となる役割を担う。当該組織は、いじめの防止等の中核となる組織として、的確にいじめの疑いに関する情報を共有し、共有された情報を基に、組織的に対応する。いじめに係る疑いがあるときには、当該組織が組織的にいじめであるかどうかの判断を行う。

情報の収集と記録、共有を行う役割を担うため、教職員は、些細な兆候や懸念、生徒からの訴えを、抱え込まずに全て当該組織に報告・相談する。加えて、当該組織に集められた情報は、個別の生徒ごとなどに記録し、複数の教職員が個別に認知した情報の集約と共有を図る。

また、当該組織は、各学校の学校基本方針の策定や見直し、各学校で定めたいじめの取組が計画どおりに進んでいるかどうかチェックや、いじめの対処がうまくいかなかったケースの検証、必要に応じた計画の見直しなど、各学校のいじめの防止等の取組についてPDCAサイクルで検証を担う。

①組織の役割

- いじめ防止基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間指導計画の作成・実行・検証・修正をする。⇒別紙1
- いじめの防止等の対策の取組に関するチェックシート（教職員用、児童生徒用、保護者用等）の作成・検証・修正をする。
- いじめに関する校内研修の企画・検討をする。
- いじめの相談・通報の窓口としての役割をする。

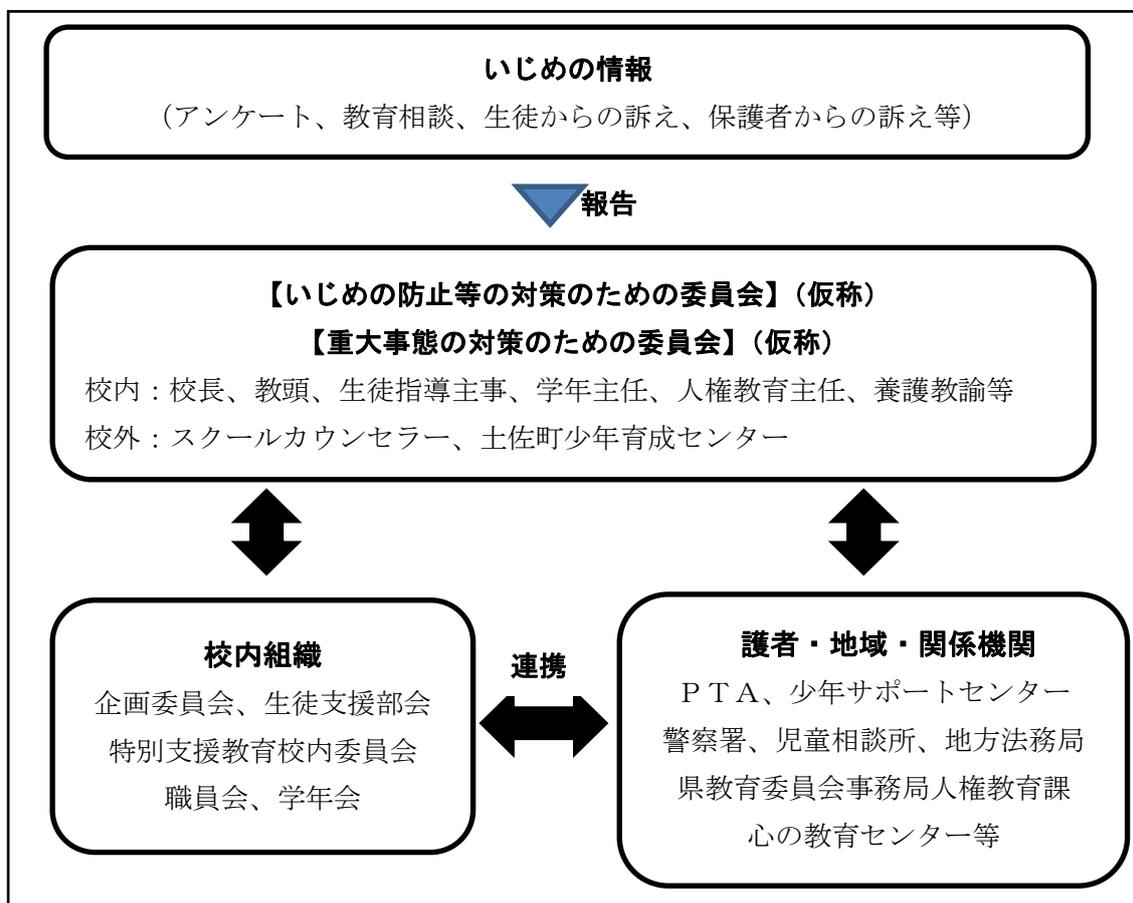
- いじめの疑いに関する情報や児童生徒の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有を行う。
- いじめの疑いに係る情報があったときには緊急会議を開いて、いじめの情報の迅速な共有、関係のある児童への事実関係の聴取、指導や支援の体制・対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施する。
- 重大事態の調査のための組織について、学校がその調査等を行う場合の母体とする。

②組織の構成員

- 構成する教職員等は、校長、教頭、教務主任、生徒指導主事、人権教育主任、養護教諭、スクールカウンセラー、土佐町少年育成センターとする。
- 個々のいじめの防止・早期発見・対処にあたり、関係に深い教職員等を追加する場合があります。

③組織運営上の留意点

- 委員会を実際に機能させるにあたっては、心の教育センター等の外部専門家の助言を得ることがある。
- 重大事態の調査のための組織について、学校がその調査を行う場合は、この組織を場体とし、当該事案の性質に応じて心の教育センター等の専門家を加えるなどの方法によって適切に対応する。



第5 いじめ防止のための取組

①学校づくり・授業づくり

- 全ての児童が安心・安全に学校生活を送ることができ、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できる学校づくりを進める。
- 居場所づくりや絆づくりをキーワードに学校づくりを進める。
- わかる授業づくりを進め、全ての児童が参加・活躍できる授業改善を進める。
- 教科の観点からだけでなく、生徒指導の観点から授業を参考にし合い、全教職員でわかる授業づくりに全教職員で取り組む。
- 日々の授業の中で当たり前前に発言したり聞いたりする姿勢を育てる。

②集団づくり・児童理解

- 全ての児童に集団の一員としての自覚や自信を育てる。
- 互いを認め合える人間関係・学校風土を児童自らが作り出す指導をする。
- 障害（発達障害を含む）のある児童についての理解を深める。
- 児童自らが人と関わることの喜びや大切さに気づいていくことや、互いに関わり絆づくりを進めていくことができるような学校行事等を計画する。
- 学級活動の時間など、学年単位の指導を児童のいじめが起きやすい時期（4月下旬や9月上旬など）を踏まえ、年間指導計画に位置付けたうえで、どの学年、どの学級においても必ず指導がされるような指導計画を考える。

③生徒指導

- 次の授業が始まる時間までに着席、授業中の正しい姿勢、発表の仕方や聞き方を指導し徹底する。
- いじめている児童や周りで見えていたり、はやし立てたりしている児童を容認することがないようにする。
- 児童自身が、いじめの問題を自分たちの問題として受け止めること、そして自分たちでできることを主体的に考えて、行動するように働きかける。

④教職員の資質能力の向上

- 授業を担当する全ての教職員が公開授業を行い、互いの授業を参観し合う機会をいじめ防止のための年間指導計画に位置付け実施する。
- 「いじめられる側にも問題がある」かのように受け止められかねない認識や言動はしない。
- 全ての児童がいじめの問題への取組についての意義を理解し、主体的に参加できる活動になっているかを教職員はチェックするとともに陰で支える役割に徹する。
- 教師の不適切な認識や言動、差別的な態度や言動が、児童を傷つけたり他の児童によるいじめを助長したりすることがないようにする。

第6 いじめの早期発見、早期対策等

①いじめの発見

- いじめの早期発見は、いじめへの迅速な対処の前提であり、全ての大人が連携し、児童の些細な変化に気付く力を高めることが必要である。(教育相談体制や生徒指導体制の充実、教職員の資質の向上のための研修やアンケートについて等を実施)
- 児童の変化等に気付いた情報について、確実に共有するとともに速やかに対応する。
- 気になる変化が見られた、遊びやふざけのようにも見えるものの気になる行為があった等の場合、例えば5W1H(いつ、どこで、誰が、誰と、何を、どのように)を付箋紙等に簡単にメモし、教職員がいつでも共有できるようにする。(個人情報管理に注意することも盛り込む)
- 得られた目撃情報等を毎日集約し、必要に応じて関係者を招集し、その後の対応を考える。
- 出席を取るときに一人一人の顔を見て声を聞く。
- 個人ノートや生活ノート等、教職員と児童の間で交わされる日記等も活用する。
- 保健室の様子を確認する。
- 保護者にも協力を願い、家庭での気になる様子はないかを把握する。
- 積極的に保護者からの相談を受け入れる体制や、地域の方から通学時の様子を連絡してもらえ体制を構築する。
- 普段から児童の生活を把握するためのアンケートや定期的な個人面談を行う。
- 児童が教職員に相談してくれた場合に、その思いを裏切ったり踏みにじったりすることのないように気を付ける。
- やっとの思いで相談したのに、うるさがられたり、後で話を聞くと対応してもらえなかったりする等がないようにする。
- 児童及び児童の保護者に心の教育センター「24時間相談ダイヤル」の周知をする。
- 特別な調査等のみに依存することなく、教職員が普段から児童への態度や関わり方を見直す。

②いじめの対応

- 速やかに組織的に対応し、被害生徒を守る。
- 加害児童に対しては、当該児童の人格の成長を旨として、教育的配慮の下、毅然とした態度で指導する。
- いじめの対策のための「組織」がいじめとして対応すべき事案か否かを判断する。
- 判断材料が不足している場合には、関係者の協力のもと、事実関係の把握をする。
- いじめであると判断されたら、被害児童のケア、加害児童の指導など、問題の解消まで学校が責任を持つ。(問題の解消とは、単に謝罪や責任を形式的に問うものではない。)
- 加害児童に対して必要な教育上の指導を行っているにもかかわらず、十分な効果を上げることが困難と考えられる場合や、いじめが犯行行為として取り扱われるべきものと認め

られる場合には、教育委員会とも連絡を取り、所轄警察署と相談して対処する。

●児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに所轄警察署に通報したりするなど、適切に援助を求める。

●ネット上のいじめには必要に応じて地方法務局の協力を求めたり、児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときには、直ちに所轄警察署に通報したりするなど、外部の専門機関に援助を求めます。

●いじめが「重大な事態」と判断された場合には、教育委員会からの指示に従って必要な対応を行う。

●児童の人格の成長に主眼をおき、問題の再発を防ぐ教育活動を行うことが問題の解消になるという考え方で動き、その後の経過も見守る。

●いじめを見ていた児童に対しても、自分の問題としてとらえさせるような教育活動を行う。

●学校における情報モラル教育を進める。

第7 P T A や地域の関係団体等との連携

① P T A や地域の関係団体との連携促進

● P T A や地域の関係団体と連携し、いじめの問題の背景となっている児童を取り巻く諸問題や、児童のサインに気付く方法等に関する研修を行い、いつでも悩みを相談できる県内の教育相談事業に関わる広報カードやチラシ等を配布し周知する。

② 地域とともにある学校づくり

● 学校と保護者・地域住民等が一体となって地域の児童を育み、いじめ問題の解決を進めていくために、土佐町少年育成センターとともに学校のいじめ問題の取組について検証します。

第8 重大事態への対処

(1) 重大事態の意味

① 生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑い

- ・ 児童が自殺を図った場合
- ・ 心身に重大な傷害を負った場合
- ・ 金品等に重大な被害をこうむった場合
- ・ 精神性の疾患を発症した場合

② 相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑い

- ・ 年間30日の欠席が見られる場合
- ・ いじめにより一定期間連続して欠席している場合
- ・ 転校を希望した場合
- ・ 児童、保護者からいじめられて重大事態に至ったと申し出があった場合

(2) 重大事態の発生と調査

① 重大事態の報告

学校は、重大事態が発生した場合には、直ちに教育委員会に報告し、その事案の調査を行う主体の判断を仰ぐ。

② 調査の趣旨等

重大事態の調査は、重大事態に対処するとともに、同種の事態の発生を防止するために行う。

重大事態への対処にあたっては、いじめを受けた児童やその保護者からの申し立てがあったときは、適切かつ真摯に対応する。

当該調査に係るいじめを受けた児童及びその保護者に対して、重大事態の事実関係等その他の必要な情報を適切に提供する。

③ 調査を行うための組織

重大事態であると判断したときは、当該重大事態に係る調査を行うため、速やかに重大事態委員会（仮称）を設ける。

この組織の構成については、学識経験者、心理や福祉の専門家等の専門的知識及び経験を有するものであって、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない者（第三者）の参加により、当該調査の公平性・中立性を確保する。

④ 事実関係を明確にするための調査の実施

調査は、重大事態に至る要因となったいじめ行為が、いつ（いつ頃から）、誰から行われ、どのような態様であったか、学校・教職員がどのように対応したかなどの実事関係を、可能な限り網羅的に明確にする。

第9 インターネットを通じて行われるいじめに対する対策

インターネットを通じて行われるいじめについては、把握することが困難であるばかりでなく、一度発生した場合、事態の広域化・複雑化・長期化が懸念されることから、十分な対策を講じるものとする。

(1) 学校で行う対策

① 情報モラル教育の充実に努め、インターネット社会の功罪について確かな理解を図る。

② 児童による携帯電話、スマートフォン等の校内への持ち込みを禁止する。

(2) 家庭で行う対策

① 児童の携帯電話、スマートフォン、PC等の使用については、保護者の責任及び監督下で行われるように協力を呼びかける。

② 掲示板等への書き込み等については、校外（家庭等）で行われることが多いことから、学年初めのPTA総会時に保護者への啓発活動を行う。

(3) 発生時の対応

① 教育委員会・警察・サーバー管理会社等、関係機関との連携を密にし、速やかに現状の

回復がなされるよう努める。

②被害児童・保護者への支援及び加害児童・保護者への指導を十分に行うとともに、事案の推移については特に継続的に注視し、再発防止に万全を尽くす。

第10 教育相談体制・生徒指導体制の確立

(1) 教育相談に関すること

①児童及び保護者と信頼関係を構築することにより、相談しやすい環境を整える。

②教育相談活動の充実を図る。

二者面談・三者面談の定期開催（7月、12月）

Q-U面談の開催（6月、11月）

保健室相談（常時）

③スクールカウンセラー（以下S.C.）を効果的に活用することにより、幅広い情報収集に努める。

④学校に相談できずに問題が深刻化することを防ぐために、児童及び保護者に外部相談機関を周知する。

(2) 生徒指導に関すること

①いじめが予見または認知された場合は、迅速に適切な初期対応を行い、早期解決を図る。

②常に被害者の立場に立った対応を心がける。

③学年の枠を超えた全教職員による組織的な対応により、早期解決を図る。

④対応の各段階においては以下の点に留意し、問題の本質的な解決まで継続的に対応する。

①事実把握段階

- ・ 正確で偏りのない事実調査
- ・ 全体像の把握
- ・ 管理職への速やかな報告

②方針決定段階

- ・ ねらいの明確化
- ・ 指導役割の分担
- ・ 全教職員の共通理解

③指導支援段階

- ・ 被害者の心情理解
- ・ 原因の把握
- ・ 加害者の反省
- ・ 被害者と加害者の融和

④継続支援段階

- ・ 正確な経過観察
- ・ 再発防止

・当事者、保護者への継続支援

いじめ防止対策年間計画

	職員会、校内研修等	未然防止に向けた取組	早期発見に向けた取組
4月	小中合同職員会（基本方針の周知・いじめに関する情報共有） PTA 総会（いじめ基本方針の説明及び協力の要請）	学校通信の発行（いじめ防止基本方針の広報等）	
5月	いじめ防止等の対策ための委員会（仮称） 児童支援委員会（いじめの取組について検討） 小中合同職員会（いじめに関する情報共有）		
6月	小中合同職員会（いじめに関する情報共有） 学校運営協議会	学校通信の発行（いじめアンケートの結果報告等） 情報モラル学習（児童への指導、PTA での学習会等） いじめに関する学活	Q-U アンケート実施 Q-U アンケート実施後の個別面談
7月	小中合同職員会（いじめに関する情報共有） Q-U 分析校内研修		個別懇談（保護者）
8月	いじめ防止等の対策ための委員会（仮称） いじめに関する校内研修 小中合同職員会（いじめ対策委員会の検証結果の周知） 学校運営協議会		
9月	小中合同職員会（いじめに関する情報共有）	始業式後に人権教育主任によるいじめに関する講話	
10月	小中合同職員会（いじめに関する情報共有） 児童支援委員会（いじめの取組について検討）	児童会によるいじめ防止キャンペーン	
11月	小中合同職員会（いじめに関する情報共有） Q-U 分析校内研修	学校通信の発行（いじめアンケートの結果報告等）	Q-U アンケート実施 Q-U アンケート実施後の個別面談
12月	小中合同職員会（いじめに関する情報共有）	学校通信（いじめ防止キャンペーン等）	個別懇談（保護者）
1月	いじめ防止等の対策ための委員会（仮称） 小中合同職員会（いじめに関する情報共有）	始業式後に児童会によるいじめ根絶宣言の発表 人権参観日	
2月	小中合同職員会（いじめに関する情報共有） 児童支援委員会（いじめの取組について検討）		
3月	小中合同職員会（いじめに関する情報共有） 学校運営協議会		

第11 教員の資質向上に資する校内研修の充実

参考資料：いじめ構造と子どもの心理（人権教育課の資料から）

いじめの構造：いじめは、単にいじめられる子どもといじめる子どもの関係だけで捉えることはできません。いじめの構造をしっかりと認識しておくことが大切です。

A いじめられている子ども

いじめられている子どもは、孤立した状態にじっと耐えていたり、誰とも親しくせずに防衛的な態度を取ったり、いじめられていると認めたくない心理になっていることを理解し、支援することが重要です。

（心理面）

- 子ども間の問題を親や教職員に訴えることは、子ども社会の暗黙のルールを破るものと思われ、いじめられる状況を辛抱する。
- たとえいじめがあっても、多くの子どもに支持されればそれが集団のルールになるとあきらめたり、どんな形でも仲間関係を維持したいという思いから訴えない。
- 「いじめられるのは自分が弱いから」あるいは「いじめられているのを認めることはプライドがゆるさない」という思いから、いじめられていないように振る舞う。
- 親や教職員に訴えると、事態が大きくなったり、前にもましていじめがエスカレートすると思われ、訴えることを躊躇したりあきらめたりする。
- 自分がいじめられていることを親が知ったら悲しむと考え、心配をかけたくないという思いから、いじめられていることを否認する。

（見られがちな行動）

- 保健室や職員室に頻繁に来室する。
- 休み時間に単独行動をしたり、机から離れないことがある。
- いじめを受けた恐怖心や不安のため、家から出られなくなるまで追いつめられるケースがある。
- 誰かに助けを求めたいが訴えられないもどかしさやストレスから、情緒が不安定になり衝動的な言動を取ってしまうことがある。
- いじめを受けた不安やストレスから、他者をいじめるという反動的行動をとる場合がある。

B いじめている子ども

いじめている子どもが悩んでいたり、寂しい思いをしている場合も多くあります。その子どもの心理面や動機、背景に視点をあて、適切に指導することが重要です。

（心理面）

- 友人関係をうまくつくれな、友人とうまくコミュニケーションが取れないなど、自身をもどかしく思っている。
- 誰かに打ち明けられない悩みや自分の力では解決のしようもない問題等を抱え、ストレ

スを感じている。

- 何らかの要因や過去の経験の中で、強い劣等感を抱き、自分より力の弱い者を攻撃・支配することで、欲求を満たそうとする。
- 相手をねたみ、引きずりおろそうとする嫉妬心がはたらく。
- 気に入らない友人を近寄らせたくない、集団から排除したいなどの嫌悪感がはたらく。
- 相手を思い通りに支配することで、学級内やグループ内での自分の地位や立場を誇示しようとする。
- 強い者に追従したり、数の多い側に入っていたいと思ったりする気持ちがはたらく。
- 遊び感覚で愉快的な気持ちを得ようとする。
- 相手の立場や気持ちを思いやる意識に乏しく、いじめは悪いこと、してはいけないことと思っていない。
- 内心は、いじめている自分自身のことを嫌だと思っている。
(見られがちな行動)
- 集団の中で自己顕示欲を強く示したり、自己中心的な言動が見られる。
- いじめがエスカレートすることがある。この場合、いじめている本人でさえ自覚がないケースが多い。
- 自分のとった行動を合理的に考え、言い訳をしたり、正当化しようとする。
- いじめがなかったら、自分がいじめられる。(いじめる以外に方法がなかった)
- みんなもいじめている(自分一人ではない)
- みんながその子を嫌だと思っている。(みんなの思いを汲んで自分がいじめた)
- 自分だっていじめられた経験があり、自分がいじめたことを非難する人は自分のことをわかってくれない。
- いじめた相手は傷ついていない。

C、D 周りの子ども

いじめを止めることができなかつたり、黙っていたりしている子どもたちは、はやし立てたり、見て見ぬ振りをせざるを得ない心理状態にあることを理解しておかなければならない。

(心理面)

- いじめられている子どもに非があるので、仕方ないと思っている。
- いじめている子どもが仲良しなので、止められずに黙っている。
- 集団の遊びの中で、いじめかふざげか見分けがつかない。あるいは、いじめと認識できないでいる。
- いじめを止めようと行動を起こすと、今度は自分がターゲットにされるのではないかと恐れる。
- いじめを止めることができない自分自身を後ろめたく思ったり、もどかしく思ったりす

る。

- いじめはなくならないという無気力感にとらわれたり、いじめに関わりたくないと思ったりする。
- 「自分が止めなくても、他の誰かが止めるだろう」と思っている。
- すくなくとも、直接いじめに関わっていない自分の立場を正当化しようとする。
(見られがちな行動)
- いじめに関わりたくないで黙認や知らん顔をする。
- いじめが発見されないように、それとなくいじめている友だちに知らせる。
- いじめの集団に追従し、行動を共にする。
- はやし立てているうちに、いじめの仲間に入っていることがある。この場合、本人でさえ自覚ないケースが多い。
- いじめを止めようとしたために、新たにいじめのターゲットにされる。
- いじめの場面に遭遇したくないという思いから、休み時間に教室にいるのを避けたり、保健室に行く機会が増えたりする。
- 共感性や正義感の強い子どもの中には、いじめを見ることによって不登校となってしまう場合もある。

参考資料：教職員に求められる「いじめの視点」（人権教育課の資料から）

いじめは、いじめられた子どもだけではなく、直接・間接にいじめに関わった全ての子ども的人格形成に大きな影響を与えます。そして、場合によっては、かけがえのない生命を自ら奪うことさえある深刻な問題です。

教職員は、いじめを以下の視点でとらえ、日頃から子どもたちを見つめ、接することが重要です。

- 人権問題を教育活動の最重要課題として取り組む

子どもの健全な成長、発達の観点から、全教職員が共通認識のもと、保護者の理解と協力を得ながら、いじめの予防、早期発見、早期対応に全力で取り組むことが重要である。

- いじめの前兆を見逃さない。いじめか否かは、受け取る側の心情で判断しなければならない。子どもの間で起こる喧嘩やトラブルを「子どもにはよくあること・・・」「それぐらいのこと・・・」と受け流すのではなく、子どもの心を傷つける重大な人権問題として受け止める。

- 「いじめられる側にも問題がある」という見方は絶対にしない。

いじめられている子どもの人格を否定する発想であり、いじめを許容したり、助長することに繋がる。

- いじめ問題をきっかけに、様々な問題が二次的に発生する恐れがある。

いじめが起こったことを機に、不登校児童生徒の出現や、暴力行為のエスカレート、保護者とのトラブル、学級崩壊にまで至る危険性があることを認識しておかなければならない。

- いじめに対して、大半の子どもは「いけないこと」と考えている。
「これはいじめである」とはっきり認識することができれば、学校、学級内にいじめを許さない雰囲気を広めることができる。

参考資料：いじめ防止のための取組（人権教育課の資料から）

学校生活全般において、人権尊重を基盤とする教育活動を実践するとともに、教職員自らが率先して人権を尊重する集団を形成することが、いじめを生じさせない温かい雰囲気の学校、学級づくりに繋がります。

1 全教職員による取組

- 子どもや同僚に笑顔で接するとともに、率先して美化活動に取り組み、学校環境の整備に努める。
- 子どもと子ども、子どもと教職員、教職員と教職員の好ましい人間関係づくりに努める。
- 登下校時や休み時間など、子どもの会話や声かけを通して心と心の触れ合いを大切に、子どもの気持ち、感情の理解に努める。
- 子どもの些細な訴えも丁寧に聴き誠実に対応する。
- 日々の子どもの言動、友人関係などに気を配り、子どもたちの生活実態や心理状態のきめ細かな把握に努める。
- 子どもはすぐに変わらないことを念頭に、結論や結果を性急に求めることなく、子どもの変化や成長を根気強く見守るように努める。
- 子どもたちに幅広い生活体験をさせ、社会性や豊かな情操を培う活動を積極的に推進する。
- 「社会で許されない行為は、子どもであっても許されない」「いじめ等の人権侵害は絶対に許されない」という強い認識を持って指導を行う。

2 校内の組織体制

- いじめ問題の重大性を全教職員が認識し、管理職を中心に、協力体制を確立し、実践にあたる。
- いじめ問題に迅速かつ的確な対応をするために、支援チームを結成する等いじめ対応の組織体制を整備する。
- いじめの態様や特質、原因、背景、具体的な指導上の留意点などについて、職員会議等で、教職員間の共通理解を図る。
- 発達障害等特別な支援を必要とする子どもについては、全教職員で情報を共有し、適切な対応のあり方等共通理解を図る。
- 状況や内容によっては、校内だけでは対応しきれず、外部機関との連携が必要なため、外部との窓口の担当や校内の情報収集担当を明確にしておく。
- 子どもたちの悩みや要望を積極的に受け止めることができるよう教育相談体制を整備す

る。また、その体制が保護者にも認知され、保護者の相談に応えられるようにする。

3 一人一人を大切にしている授業の実践

子どもたちが学校生活の中で過ごす大半は、授業時間です。したがって、子どもたちが学校生活に意義を見出し、充実感を味わうために、授業は極めて重要です。

子どもが充実感や達成感を味わう授業とは、「自分が大切にされていることを実感できる」ことであり、人権教育そのものの実践であると言えます。

個々の教職員が、これまでの自分のやり方に固執するのではなく、互いに良いところを吸収し合い、切磋琢磨しながら実践力を高めていく姿勢が求められます。

参考資料：いじめによる自殺予告メモの発見を受け学校全体で迅速に取り組んだ事例

指導のポイント

- ・児童生徒の安全第一の方針・教師、PTA役員が協力した全家庭への電話連絡
- ・緊急時の連絡体制、初期対応の確実さ

1. 事例の概要

「いじめによる自殺予告ととれるメモ」が校内から発見された。メモの内容から自殺予告とも、愉快犯(冷やかし)ともとれるが、最悪の場合を想定し、生徒の安全第一の方針で臨むことを確認。緊急の電話連絡、全校集会、生徒へのいじめに関するアンケートの実施、全生徒対象の教育相談等を実施し、いじめの実態把握と心配される生徒の把握に努め、自殺の未然防止といじめやいじめにつながる恐れのある問題の解決にあたった。

2. 対応策及び事態の経緯

〈〇月〇日(金)〉

- ・16 時頃生徒会選挙の開票中、選挙管理委員が投票箱の中から「自殺予告メモ」を発見。すぐに、生徒会担当教師に連絡。生徒会担当教師から生徒指導主事へ、生徒指導主事から校長、教頭へ報告。
- ・16 時20 分緊急に職員を集合させ、経過と内容を全職員で確認。今後の対応の協議。
- ・17 時00 分メモの筆跡に特徴があるので、各学年毎に提出物等から筆跡の似ている生徒の洗い出しを行う。最近、いじめにあった生徒が筆跡が似ていることから、すぐに担当が面談するが、その生徒ではないことを確認。
- ・17 時30 分運営委員会、緊急職員会議を開き、今後の対応を協議。メモの内容から自殺予告とも愉快犯(冷やかし)とも取れるが、最悪の事態を想定し、生徒の安全第一の方針で臨むことを確認。
- ・17 時40 分教育委員会にこの件を電話で報告。
- ・17 時50 分 PTA 役員に電話連絡。緊急PTA 運営委員会を行い、報告を行うことを確認。
- ・19 時00 分 PTA 役員会を開き、事件の内容と経過を報告。今後の対応を協議。
- ・19 時15 分教育委員会から指導主事来校。
- ・19 時30 分緊急PTA 運営委員会を開催。事件の内容説明と経過報告(教頭から)と今後の学校としての対応の説明(校長から)。
- ・20 時50 分担任とPTA 運営委員とで分担し、全家庭に電話連絡。メモの内容、いじめがないか各家庭で話し合いをもってもらうこと、土・日の子どもの様子を把握してほしいこと、明日の土曜までに子どもの様子を学校に連絡することを電話連絡。
- ・22 時30 分職員会議。全家庭への電話連絡の状況を各担任から確認、集約。
- ・22 時50 分職員解散。市教委へ経過報告。

- ・10 時00 分警察署へメモを持参し、事件の概要と対応についての報告及び相談。
- ・11 時00 分自治連合会会長、公民館長に事件の概要と学校の対応を説明。協力依頼。
- ・14 時20 分 PTA 役員会開催。現在までの経過と今後の対応を協議。○月○日(木)に緊急保護者会を開催し報告を行うことを決定。
- ・15 時20 分職員会議。全家庭から、いじめによる自殺の心配がないことを確認。
- ・15 時30 分解散。数名が残り、緊急の場合に備えて21 時まで待機。

《○月○日(日)》

緊急の場合に備えて、1 日待機(数名の教師、校長、教頭で分担)

《○月○日(月)》

- ・ 8 時40 分全校集会。
- ・ 9 時20 分各教室で「いじめに関するアンケート」実施。
- ・10 時15 分、職員会議、アンケートの内容の集約。
- ・10 時40 分から15 時00 分まで個人面談実施(全校生徒対象)。
- ・16 時00 分職員会議。緊急対応が必要な心配される生徒はいないことを確認。
- ・16 時30 分帰りの会で保護者向け文書を配布(メモへの対応と保護者会の開催)。

《○月○日(火)》

・15 時学年会、運営委員会を開催。各学年のいじめの実態の報告。各学年の今後の対応の協議。緊急保護者会の持ち方を協議。○日(金)に予定されている人権学習の内容を、「いじめ」をテーマとした内容に変更して行うことを確認。

《○月○日(木)》

- ・19 時30 分緊急保護者会開催。全教師、PTA 会長、指導主事参加。経過報告、各学年からの報告、PTA会長の話、校長の話、質疑。
- ・21 時30 分市教委へ緊急保護者会の様子を報告。

《○月○日(金)》

公開人権学習開催。今回の件を受けて、全学年、「いじめ」をテーマとした内容に変更して実施。

3. 事例における対応についての評価等

本件においては「自殺予告メモ」を発見してからの連絡体制、初期対応が素早く確実であったことが、保護者や地域から評価されている。また、メモの内容から愉快犯(冷やかし)とみられるが、生徒の安全第一の方針で最悪の場合を想定して対応したことが学校の対応として評価された。

今回、PTA 役員会・運営委員会の協力を得て、教師とPTA 委員が一緒になって全家庭に電話連絡を行った。そのことが、学校の考えや方針をより理解することに繋がり、批判的な意見が生まれにくい雰囲気をつくった。緊急保護者会では、各学年からいじめの実態や今後の対応策を具体的に報告することで、保護者にとって分かりやすく、信頼できる雰囲気をつくったと思われる。

○月○日(月)の全校生徒を対象とした教育相談では、時間をかけ一人ひとり丁寧に悩みや友人関係について話し込みを行ったが、そのことにより教師が気づいていなかったいじめの早期発見につながった。また、その後の生徒と教師の関係がより近くなり、何でも気軽に相談できる関係がより深まった。さらに、人権学習を通して全員が改めて「いじめや命の大切さ」について考え、日頃の自分の行動やことばの使い方について深く考えることができた。

《○月○日(土)》

- ・ 7 時00 分職員出勤、電話連絡の対応と集約にあたる。連絡の取れない家庭については家庭訪問して確認を行う。
- ・ 8 時00 分職員会議で本日の動きを確認。市教委から指導主事来校。

参考資料：いじめ防止のための取り組み（学校便りの例）

いじめのない学校をつくろう

学校の「いじめ」に警察が介入する。こんな異常な事態が平成 24 年、滋賀県で起こりました。背景にあるのは、学校や教育委員会に対する強烈な不信感です。学校を爆破するという脅迫電話がかかり学校が臨時休校に追い込まれたり、教育長をハンマーで襲い、殺害しようとする大学生が現れるなど「いじめ」への対応のまずさが引き金となって、次々と不幸な事件が続きました。学校や教育委員会の対応が信用できないから学校に爆弾を仕掛ける、あるいは教育長を襲えば「いじめ」がなくなると考えるのは正しい判断ではありません。

今後、警察を頼る動きは続くと思います。いじめ対策に通じ、「子どもの人権 110 番」相談窓口の弁護士によると、

「大津市の事件の報道以降、110 番へのいじめ相談も激増しています。学校がきちんと対策をしてくれないという訴えとともに、報道に過剰反応した学校に、一方的に加害者だと決めつけられたという訴えも出てきています。どちらも、学校が適切に対応できていないという印象を受けます」

一方、被害届を受理する側の警察からは、「いじめ自体の立件は簡単。暴行の事実があって、被害届が出されて相手が認めればいい。でも、それを子どもの世界でやっていいのか」という声も聞こえます。（警視庁関係者）
私たちはいじめに対してどのように臨めばよいのでしょうか。

実際のいじめの場面では加害者と被害者の二者の関係だけでなく、そのいじめを知っていた、見ていたという生徒、すなわち第三者が必ずいます。この生徒がどのような行動をとるのかによって、いじめの深刻さが大きく異なってきます。

望ましいのは、いじめを知っていた、見ていたという生徒が弱い立場の生徒の側に立って、行動することです。弱い立場の生徒にとって、いじめをする加害者は許せませんが、いじめを知り、見ていたにもかかわらず、助けてくれない友達は加害者と同様、絶対に許せない存在です。「いじめられる側にも原因がある」「自分には関係ない」「面倒なことにかかわりたくない」あるいは「本当に気が付かない」などの理由で見ても見ぬふりをする友達がいて被害者にとって、自分の周囲の全員が敵に見え、絶望してしまい、深刻ないじめとなります。

一方、いじめを知り、見ていた生徒が加害者に対して、「いじめをやめろよ」と声をかける、あるいは弱い立場の生徒を助け、励ますといったことがあるといじめられた生徒は自分が一人だけではないことに気づき、いじめの苦痛はかなり軽減されるのです。

見て見ぬふりはいじめです。「いじめはいけないと思っていた」「いじめの解決を祈っていた」だけでは解決につながりません。いじめをなくすためにはいじめを止める勇気を持つか、被害者側に立って温かい言葉をかけ、芽のうちに摘み取るなど、弱い立場の味方をする必要があります。

マスコミの報道では学校や教育委員会が不十分な指導に終始したように報道され、インターネット上では「遊びだった」として、いじめであったことを認めようとしぬい加害者の個人名や住まい、保護者の情報、転校先での情報まで公開され、将来にわたって関係した人の不幸が続かぬ異様な展開を見せました。その後、東京や仙台の有名私学での、犯罪のようないじめがインターネット上で話題となり、加害者のほか被害者にも停学処分や退学処分を行う私立学校の姿勢も批判を浴びました。

いじめは許されません。警察や教育相談機関を頼る動きが続くかもしれませんが、学校と教育委員会は生徒の心を傷つけないよう細心の注意を払いながら解決を目指します。また、いじめの解決は学校と教育委員会にまかせるだけでは困難です。いじめがあったことを周囲の人に伝える、いじめに気付いた周囲の人は弱い立場の味方をする、先生や親に伝えることで解決につながります。全国で続発しているいじめですが、解決の方法は身近にあるのです。

第12 いじめ防止チェックリストの作成・実施

題への取組チェック表

下記のチェック項目『啓発』『体制』『対応』『相談』『連絡』『予防』の6つの観点から、それぞれの3つのチェック項目について自校の取組について確認する。

1 いじめ問題への取組チェックポイント

(啓発)

- 生徒に集会や授業等でいじめ問題に触れ、意識を高める機会を計画的に設けている。
- 教員に「いじめ」(原因や種類、留意事項等)について共通理解のための研修等を実施している。
- 学校便りや保護者懇談等によって、いじめ問題の理解を図ったり、協力を呼びかけたりしている。

(体制)

- 職員間で日常的に児童生徒の気になる状況伝え合う意識・雰囲気がある。
- いじめが確認された場合、情報の共有が迅速に行えるように組織されている。
- いじめが確認された場合、いじめ対策委員会等が組織され、今後の対応について検討し、具体的な継続指導を行われ、状況を見届ける体制ができている。

(対応)

- 被害児童生徒に対し、対象児童生徒の立場に立って、丸ごと受容し、児童生徒を守ろうとする教師の姿勢が見られる。
- 加害児童生徒に対し、対象児童生徒の言い分を聞きながら「悪いことは悪い」という毅然とした粘り強い指導がなされている。
- 帰属集団全体に対し、問題解決に向けた計画的な取組がなされている。

(相談)

- 児童生徒や保護者が気軽に何でも相談できるような場や時間が確保されている。
- 教育相談の環境整備がなされ、児童生徒や保護者への広報に努めている。
- スクールカウンセラーや専門機関との連携の在り方について教職員間で共通理解がなされている。

(連携)

- 気になる状況については保護者へ連絡をし、学校と家庭が協力して見守る体制づくりに心がけている。
- 状況に応じて教育委員会事務局への電話による報告、並びに事故報告に提出を滞りなく行っている。
- 状況に応じて関係機関への協力要請を行い、問題解決に努める。

(予防)

- 高知県教育委員会発行「子どもたちの笑顔のために」等を活用し、生徒の心に目を向け、寄り添う指導に心がけている。
- 教育活動全般において、機会をとらえて心を耕す場を設定している。
- 保護者と日頃から連絡を取り合い、信頼関係づくりに努めるとともに、適切な情報の提供や相談に努めている。

第 13 学校基本方針の評価

1 基本方針の策定後、法の実施状況、高知県内の動向等を勘案して、学校が主体となって基本方針の見直しを検討し、必要があると認められる時には、その結果に基づいて必要な措置を講じます。

2 いじめを隠蔽せず、いじめの実態把握及びいじめに対する措置を適切に行うため、次の2点を学校評価の項目に加え、適正な事項の取組を評価します。

- ①いじめの早期発見に関する取組に関すること。
- ②いじめの再発を防止するための取組に関すること。